

# 元気なよごし 元気な経済！ 地域振興券交付事業



長びく経済不況から脱するため、国では総合経済対策の一環として個人消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、一定年齢以下の児童を持つ家庭及び老齢福祉年金等の受給者等に「地域振興券」を交付することになりました。

この事業は、町が国の補助を受けて実施するもので、その概要についてお知らせいたします。

## 地域振興券 交付対象者

- 平成十一年一月一日(基準日)現在において次の要件のいずれかに該当する人
- ①十五歳以下(昭和五十八年一月二日以降に生まれた人)の児童が属する世帯の世帯主(外国人登録法に規定する永住者または特別永住者を含む)
  - ②老齢福祉年金の受給者等(基準日における年齢が十五歳以下の人を除く)
  - ③(ア)基準日における一月分の年金または手当の受給者で次に掲げる人
    - ①老齢福祉年金受給者
    - ②障害基礎年金受給者
    - ③遺族基礎年金受給者
    - ④母子年金・準母子年金または遺児年金受給者
    - ⑤児童扶養手当受給者
    - ⑥障害児福祉手当または特別障害者手当、福祉手当、原爆被爆者諸手当受給者
 ただし、②・③の一部、④については、年金受給者本人および被扶養者が平成十年度分の町民税が課税されている場合は該当しません。
  - (イ)次のいずれかに該当する人
    - ①生活保護の被保護者
    - ②社会福祉施設への措置入所者等

- (ア)の該当者を除く)
- ①生活保護の被保護者
  - ②社会福祉施設への措置入所者等

## 交付額

- ①前記(1)の交付対象者  
十五歳以下の児童一人につき二万円
- ②前記(2)〜(4)の交付対象者  
二万円

## 交付時期および 使用期間

- ①平成十一年三月下旬に交付を予定しています。
- ②地域振興券の使用期間は、交付開始日より六ヶ月に限り使用できます。

## 地域振興券の 使用範囲

- ①額面は千円です。物品(有価証券、商品券等を除く)の購入または借り受け、もしくはは役務の提供に際して、取引の対価(間接税を含む)の支払いに使用できます。ただし、釣り銭は支払われません。
- ②横越町内に店舗等を有する事業者で町に特定事業者として登録した事業者(店頭等に地域振興券取扱事業者としてポ



す。なお、横越町商工会会員で登録を希望される方は、商工会で代理申請を予定しています。

## 問い合わせ

役場 農政商工課  
☎三八五二二二  
内線二二二

なお、詳細については、広報等により随時お知らせいたします。

## ご厚志に感謝

町に、次の方々より社会福祉に役立てほしいと寄付がありました。

田中喜一さん(浜海中)より、香典返しとして十万円。  
横越中地区青少年育成会(会長 藤田正明さん)より、「スルメ募金」として販売の一部三万円。  
大変ありがとうございました。

## 一九九九年版 県民手帳の訂正

新潟県統計協会発行の1999年版県民手帳について、次のとおり誤り及び変更がありましたので、お手数ですが訂正をお願いいたします。

【資料編】

○県庁一覧(32ページ)

統計課夜間直通電話	
正	誤
285-9297	283-9297

【日記編】

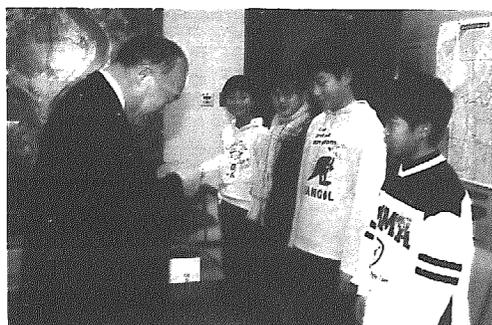
改正国民祝日法の成立による訂正

○平成12年カレンダー(3ページ)

	正	誤
成人の日	1月10日	1月15日
体育の日	10月9日	10月10日

○2000年1月予定表

	正	誤
成人の日	1月10日	1月15日



募金活動をした子どもたちから募金を受け取る浅見町長

## 人事異動 一月四日付

- ( )内は前職
- 総務課長兼町民生活課長 渡辺孝二(総務課長)
  - 退職 曾我進(町民生活課長)

## 地域振興券の 申請および交付

- ①十五歳以下の児童が属する世帯の世帯主に係る交付対象者(前記(1)の交付対象者)については、町より「地域振興券引換申請券」を郵送いたします。



- ③使用者は、交付された本人、その代理人および使用者に限り使用できます。
- ④次の支払いには使用できません。
  - 出資や債務の支払い、有価証券の購入
  - 商品券、プリペイドカード、切手、官製はがき等の換金性のあるもの
  - 上下水道料金、税金等
  - 公共サービス等の対価に準ずる電気料金、電話料金、ガス料金、NHK受信料等

- ②老齢福祉年金等の受給者等に係る交付対象者(前記(2)〜(4)の交付対象者)と思われる方については、町より「地域振興券交付申請書」を郵送します。交付日において、地域振興券交付申請書と国民年金証書、その他必要書類を提示し交付を受けます。なお、非課税要件のある方は町民税課税状況調べの同意書(申請書に付いています)又は非課税証明書を示す必要があります。

## 地域振興券を 取り扱う事業者 (特定事業者)

- ①地域振興券を取り扱うことができる事業者は、横越町内に店舗等を有する事業者で、町に登録が必要です。登録を受けた事業者(特定事業者)は、地域振興券の持参者に券面記載の金額に相当する物品の販売・貸付または役務の提供を行います。

## 特定事業者の 募集について



- ②特定事業者が物品等の販売・貸付・役務の提供により得た地域振興券は、町の定める方法により換金します。

- ①登録要件  
横越町内において店舗等を有する、小売業、飲食店、理美容業、旅館、医療業等の各種サービス業、運輸業、土木建設業等を営む人。  
右記以外で個人で物品の販売を希望する人。

- ②申込期間  
平成十一年二月八日(月)〜平成十一年二月十五日(月)  
(二月十一・十三・十四日除く)
- ③申込方法  
所定の申込書を役場農政商工課へ提出してください。申込書は農政商工課に用意してあります。